

グローバルCOE公募研究成果論文集編集規程

(趣旨)

第1条 この規程は、グローバルCOE「格差センシティブな人間発達科学の創成」の研究拠点（以下「拠点」という。）にかかる『公募研究成果論文集』（以下「論文集」という。）の編集手続きを定めるものである。

(編集主体)

第2条 論文集の編集は、拠点教育プログラム委員会が行う。

(論文提出義務)

第3条 公募研究を実施した者は、その研究の成果を論文としてまとめ、論文集に掲載しなければならない。

(論文提出期日等)

第4条 論文の提出期日、字数等は、当該年度末までに教育プログラム委員会から各公募研究実施者に通知するものとする。

(「論文」および「研究ノート」)

第5条 論文集に掲載する論文は、「論文」および「研究ノート」とする。「論文」は、学会誌論文に準じた内容・水準の論文とする。

2 公募研究の実施者は、論文を提出するにあたり、「論文」または「研究ノート」のいずれかを選択する。

(審査および内容確認)

第6条 提出された論文は、審査委員が、「論文」については審査を、「研究ノート」については内容確認を行う。

2 審査委員は、教育プログラム委員会が各論文について指名する。審査委員の人数は、「論文」については2名、「研究ノート」については1名とする。

(「論文」原稿の審査)

第7条 審査委員は、「論文」について審査を行った結果、執筆者に修正を求めることができる。

2 審査委員は、執筆者から修正、再提出された「論文」について改めて審査を行う。

3 期日までに「論文」としての水準に達しない場合は、当該論文は「研究ノート」として掲載するものとする。

(「研究ノート」原稿の内容確認)

第8条 審査委員は、「研究ノート」について内容確認を行った結果、執筆者に修正を求めることができる。

2 審査委員は、修正、再提出された「研究ノート」について、改めて内容確認を行う。

(完成原稿の提出)

第9条 審査または内容確認を終えた論文の執筆者は、期日までに論文と英文アブストラクトの完成原稿を提出するものとする。

2 完成原稿は、執筆者の責任においてネイティブのチェックを終えたものとする。